

いなべ市障害福祉計画

(計画素案)

平成 19 年 2 月

三重県 いなべ市

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の性格・位置づけ	1
4. 自立支援法の概要	2
第2章 いなべ市を取り巻く現状	5
1. 人口の推移	5
2. 障害のある人の状況	6
(1) 身体障害者手帳所持者数の種別推移	6
(2) 身体障害者手帳所持者数の等級別推移	6
(3) 療育手帳所持者数の等級別推移	7
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移	7
3. アンケートにみる現状	8
(1) アンケート調査の概要	8
(2) アンケート調査の結果	9
4. サービス利用の状況	19
(1) 日中活動系サービスの利用状況	19
(2) 居住系サービスの利用状況	19
(3) 居宅介護サービスの利用状況	20
(4) 行動援護サービスの利用状況	21
(5) その他のサービスの利用状況	21
第3章 計画の基本的方針	22
1. 計画の基本理念	22
2. 計画の基本的な視点	22
(1) 人権の尊重	22
(2) 相談支援体制の充実	22
(3) 地域資源の活用	23
(4) 社会参加への支援	23
第4章 平成23年度の目標値の設定	24
1. 施設入所利用者の地域生活への移行	24
2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行	24
3. 福祉施設から一般就労への移行	25
第5章 障害福祉サービスの見込み	26
1. 訪問系サービス	26
2. 日中活動系サービス	27
3. 居住系サービス	29
4. 相談支援	30
第6章 地域生活支援事業の見込み	31
1. 必須事業	31

第7章 地域における生活支援の充実	34
1. 障害や障害のある人に対する理解の促進	34
2. 制度及びサービス内容の周知と普及.....	34
3. 利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供	34
4. 相談体制の充実	35
5. 情報提供体制の充実	36
6. 地域生活移行を進めるための支援体制の構築.....	36
7. 就労に向けた支援の充実.....	38
第8章 計画の推進体制	39
1. 総合的な取り組みの推進.....	39
2. 地域における各種関係団体、民間企業等との連携.....	39
3. 国・県との連携	39
4. 計画の評価.....	39

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

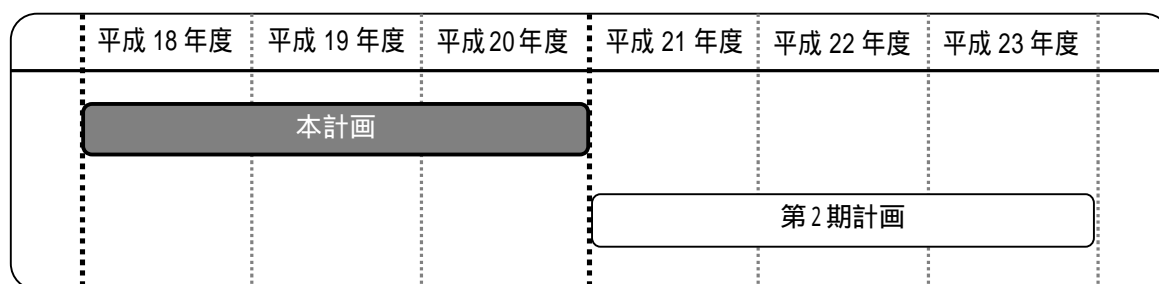
今日、障害保健福祉制度はめまぐるしい変革の中に置かれており、平成18年4月から新たな改革として障害者自立支援法が施行されました。同法は、身体・知的・精神とそれぞれ別の制度体系で実施されてきた支援を3障害共通のもとで展開していくこと、働きたいと願う障害のある人がもっと働けるよう就労支援を強化していくこと、現在施設や病院に入所・入院中の障害のある人の地域生活移行を推進していくことなど、従来の障害者支援の仕組みを抜本的に改革する内容になっています。そして、これらの新たな枠組みでの支援は、平成18年10月から本格的に開始され、現行制度は平成23年度までの5年間で、順次、新体系に移行していくこととなっています。

障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」では、国の基本指針に基づき、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指し、福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定め、年度ごとに必要なサービスの種類と必要量の見込み、その確保のための方策を定めることとなっています。

そこで、本市としても、この新たな障害保健福祉改革に対応していくため、平成23年度を目標に、平成18年度から平成20年度までの3年間で第1期とする「いなべ市障害福祉計画」を策定し、地域の社会資源を最大限に活用し、真に必要な人に、必要なとき、必要なサービスが適切に提供されるように、障害福祉サービスの基盤整備を計画的に進めていきます。

2. 計画の期間

第1期の計画期間は、平成18年度から平成20年度までの3年間とします。なお、第2期計画は、第1期の実績を踏まえて策定します。



3. 計画の性格・位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本市の計画的な地域基盤整備を示すものです。

4 . 障害者自立支援法の概要

平成 15 年に導入された支援費制度は、身体・知的といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく、サービスが使いにくいことや、サービスの提供体制に市町村間の格差が大きいこと、さらに国と市町村の費用負担のシステムでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難である、といった問題点が指摘されてきました。こうした制度上の問題点を解決するとともに利用できるサービスを充実し、より一層の推進を図るため、平成 18 年 4 月、障害者自立支援法が施行されました。

(1) 障害者自立支援法による改革のポイント

障害者自立支援法には、以下のようなポイントがあります。

障害福祉サービスの一元化（平成 18 年 4 月施行）

3 障害（身体、知的、精神）の一元化

障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを提供。

実施主体の市町村への一元化

市町村が福祉サービスの提供に関する事務を一元的に行えるようにするとともに、国と都道府県はそれをサポートする仕組みに改正。

費用をみんなで負担し合う仕組み（平成 18 年 4 月施行）

サービスの量と所得に応じた負担に

障害者が福祉サービス等を利用した場合に食費等の実費負担や利用したサービス量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。

国の費用負担を義務づける

福祉サービス等の費用について、これまで市町村に対して国が財政補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改正。

利用者本位のサービス体系に再編（平成 18 年 10 月施行）

介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の創設

障害者の自立を一層支援するため、「施設」の単位ではなく、機能に応じた「事業」の単位に再編。新体系は、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の 3 つに再編。

「日中活動の場」と「住まいの場」の分離

入所施設のサービスを日中の活動にかかわるサービス（日中活動事業）と基本的な生活にかかわる居住支援サービス（居住支援事業）にわけ、施設にいても、他の日中サービスを選べるなど、住まいを含め障害者が自分にあったサービスの選択が可能。

地域の限られた社会資源の活用

通所施設などを運営する主体が限られていたが、NPO 法人、医療法人なども運営できるよう、規制を緩和。

就労支援の抜本的強化（平成 18 年度 10 月施行）

就労移行支援事業等の創設

障害のある人が地域で自立して生活していくうえで、就労できる環境を整備することが重要であり、障害のある人の就労支援を強化するため、「就労移行支援事業」等の事業を新たに創設。

支給決定の透明化・明確化（平成 18 年 10 月施行）

客観的な尺度（障害程度区分）の導入

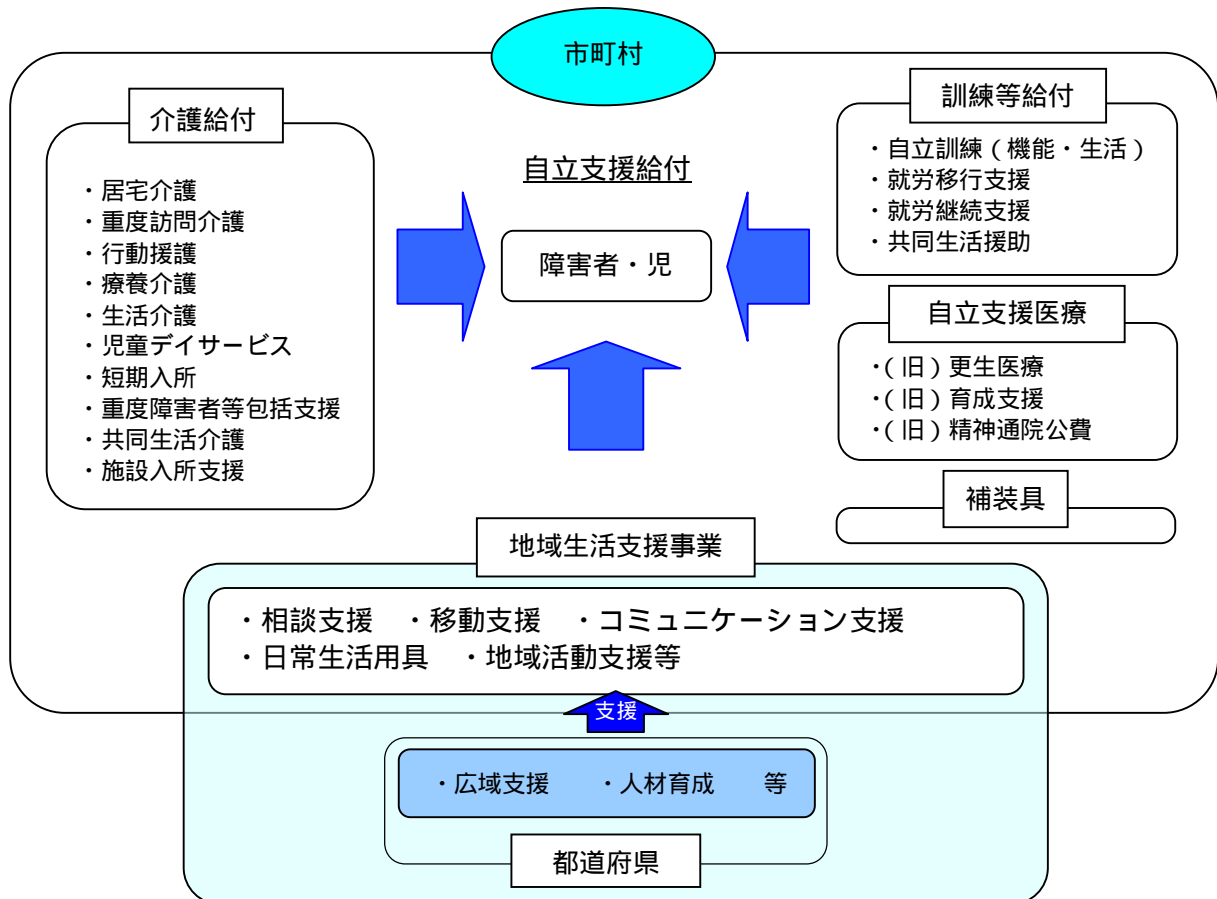
支援の必要度に関する客観的な尺度として、全国一律の障害程度区分を導入。障害程度区分は、サービスの必要性を明らかにするために、障害のある人の心身の状態を総合的に示す区分。

支給決定のプロセスを透明に

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を明確にし、支給決定のプロセスの透明化を図る。

(2) 総合的な自立支援システムの確立

障害者自立支援法の施行に伴い給付体系が変わり、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、市町村が地域の実情に応じて独自に実施する「地域生活支援事業」が創設されました。



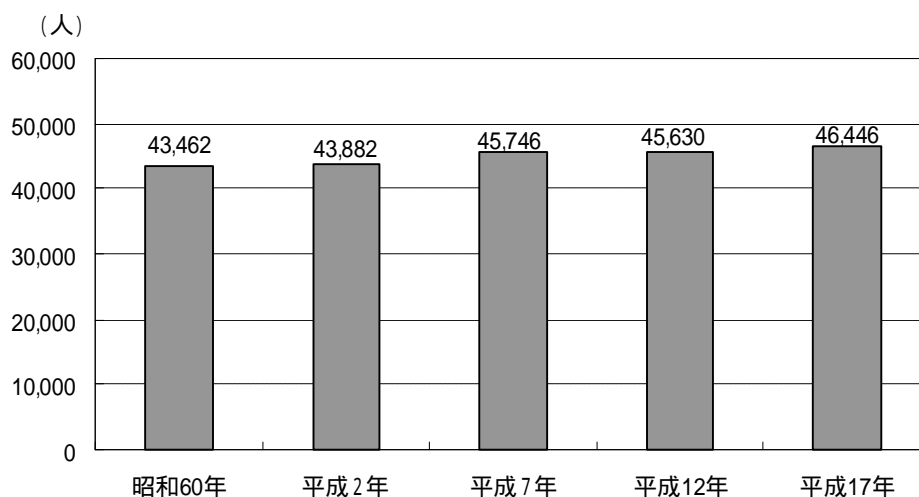
第2章 いなべ市を取り巻く現状

1. 人口の推移

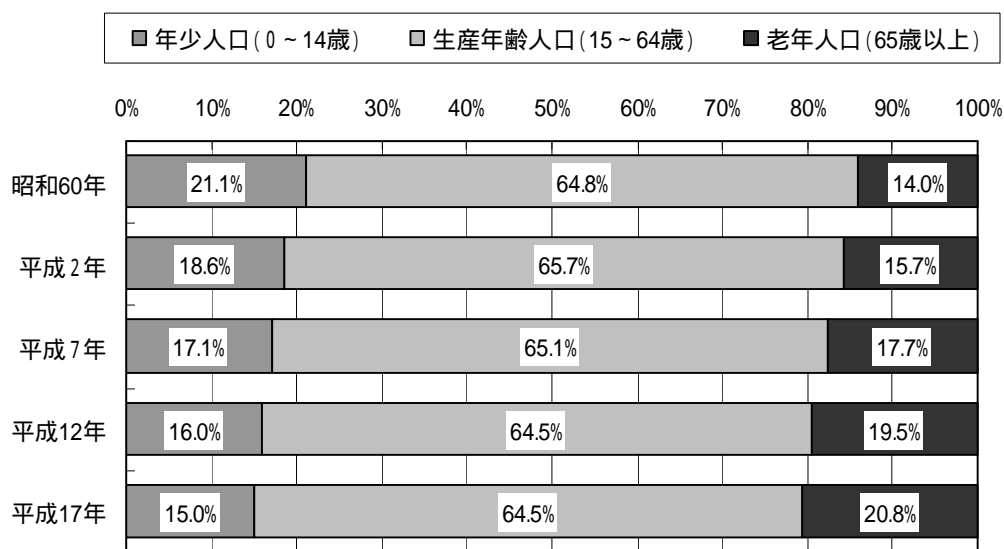
本市の総人口は、昭和60年以降をみると、平成7年から平成12年にかけて多少の減少があるものの、全体的には増加傾向にあります。

また、年齢3区分別人口割合をみてみると、0～14歳の人口（年少人口）については、昭和60年以降減少傾向にあり、一方65歳以上の人口（老年人口）については増加傾向にあります。平成7年には、年少人口の割合が老年人口の割合を下回っており、少子高齢化が進行しています。

本市の総人口の推移



本市の年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2. 障害のある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の種別推移

身体障害者手帳所持者数を障害種別にみると、各年度で「肢体不自由」が最も多くなっています。また、障害種別の推移をみると「肢体不自由」「内部障害」で増加傾向がみられます。

単位：人

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
視覚障害	106	110	102
聴覚・平衡機能障害	185	195	202
音声・言語・そしゃく機能障害	16	15	16
肢体不自由	905	932	951
内部障害	387	409	433
合計	1,599	1,661	1,704

資料：三重県（4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者数の等級別推移

身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、各年度で「1級」が最も多くなっており、次いで「3級」もしくは「4級」となっています。

単位：人

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
1 級	416	441	449
2 級	281	283	283
3 級	349	352	386
4 級	320	358	361
5 級	101	96	100
6 級	132	131	125
合計	1,599	1,661	1,704

資料：三重県（4月1日現在）

(3) 療育手帳所持者数の等級別推移

療育手帳所持者数を等級別にみると、各年度で「A2」が最も多くなっています。また、全体的に年々増加傾向にあります。

単位：人

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
A 1	30	31	31
A 2	82	88	93
B 1	71	71	72
B 2	28	27	31
合計	211	217	227

資料：三重県（4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、「2級」が各年度で最も多く、目立った増加がみられます。

単位：人

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
1 級	15	19	23
2 級	53	62	73
3 級	13	11	14
合計	81	92	110

資料：三重県（4月1日現在）

3. アンケートにみる現状

(1) アンケート調査の概要

本調査は、障害福祉計画を策定するにあたり、障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向、また市民の皆様のご意見などを把握し、計画策定の基礎資料として障害者福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

- 調査地域 : 市内全域
調査対象者 : 市内に住んでいる身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、障害者手帳を持たない人
調査期間 : 平成 19 年 1 月 12 日～平成 19 年 1 月 26 日まで
調査方法 : 調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等）
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

【調査の概要】

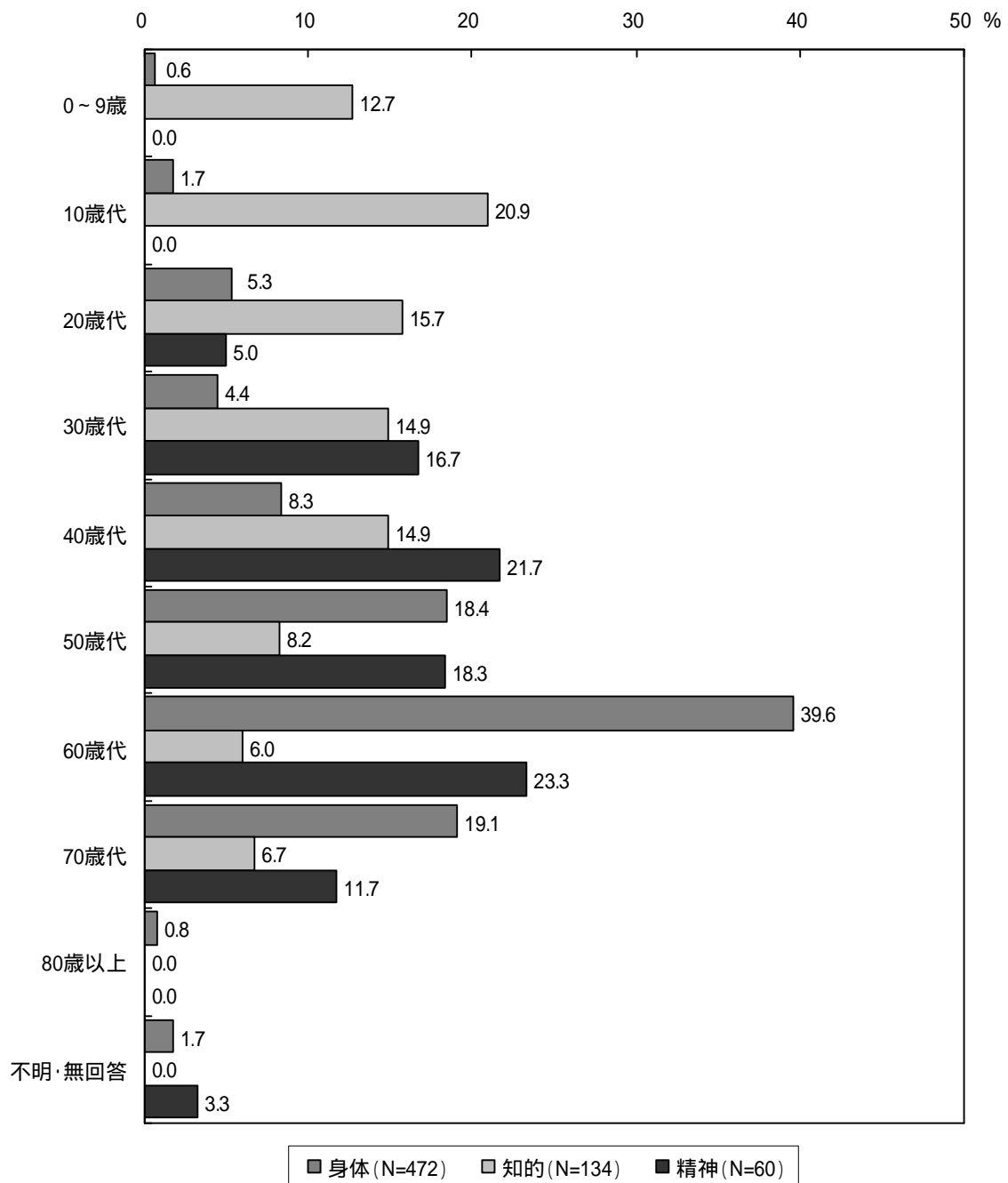
	障害者手帳所持者対象調査	障害者手帳を持たない人対象調査
対象者数	1000	1000
回収数	635	378
回収率	63.5%	37.8%

(2) アンケート調査の結果

障害者手帳所持者

年齢構成

回答者の年齢については「60歳代」が身体障害者で39.6%、精神障害者で23.3%と最も高くなっており、知的障害者では「10歳代」が20.9%と最も高くなっています。

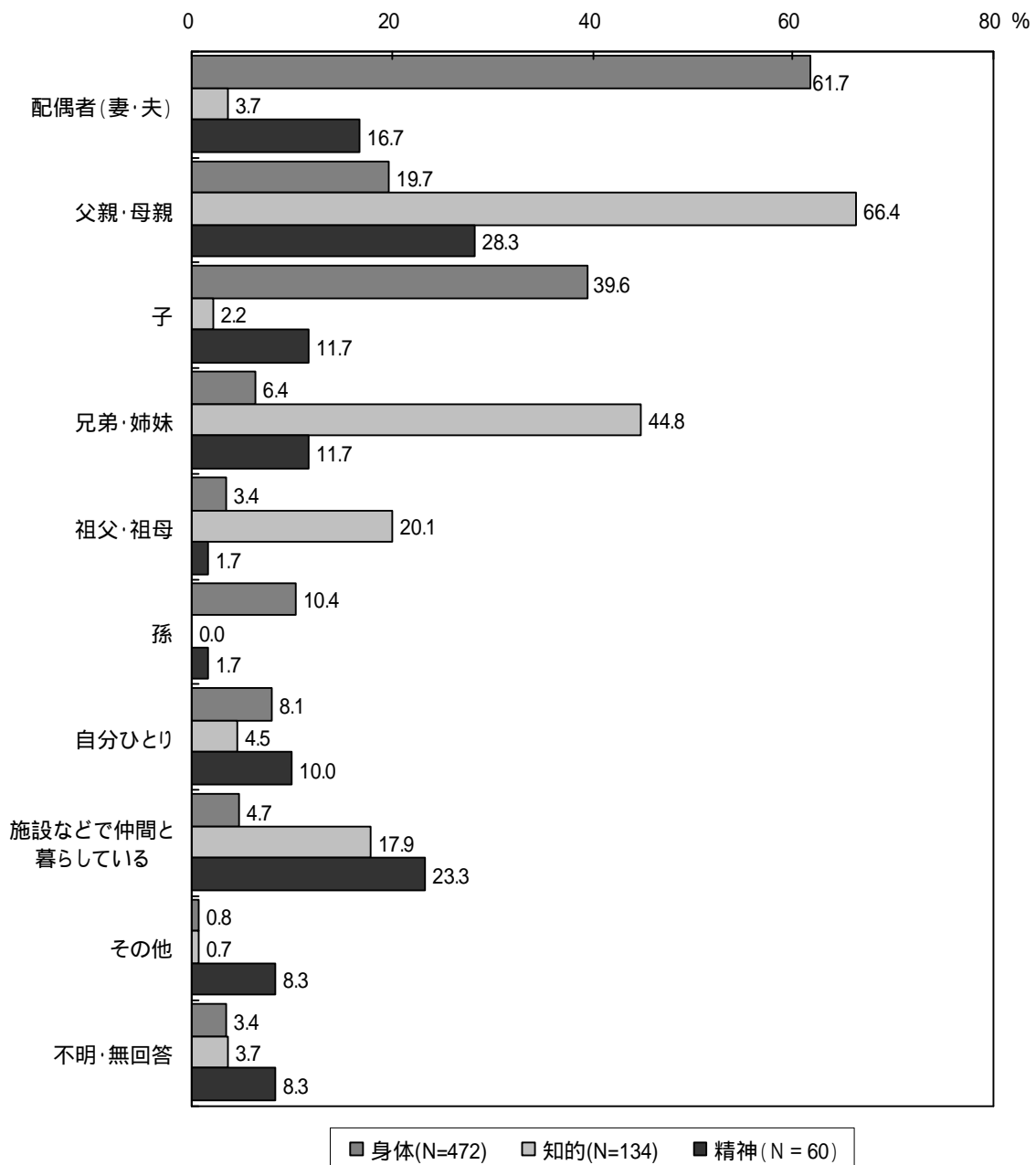


グラフのN数 (number of case) は、有効標本数 (集計対象者総数) を表しています。

一緒に暮らしている人

現在、どなたと一緒に暮らしているかについては、身体障害者では「配偶者(妻・夫)」が61.7%と最も高くなっており、知的障害者と精神障害者では「父親・母親」がそれぞれ66.4%、28.3%で、最も高くなっています。

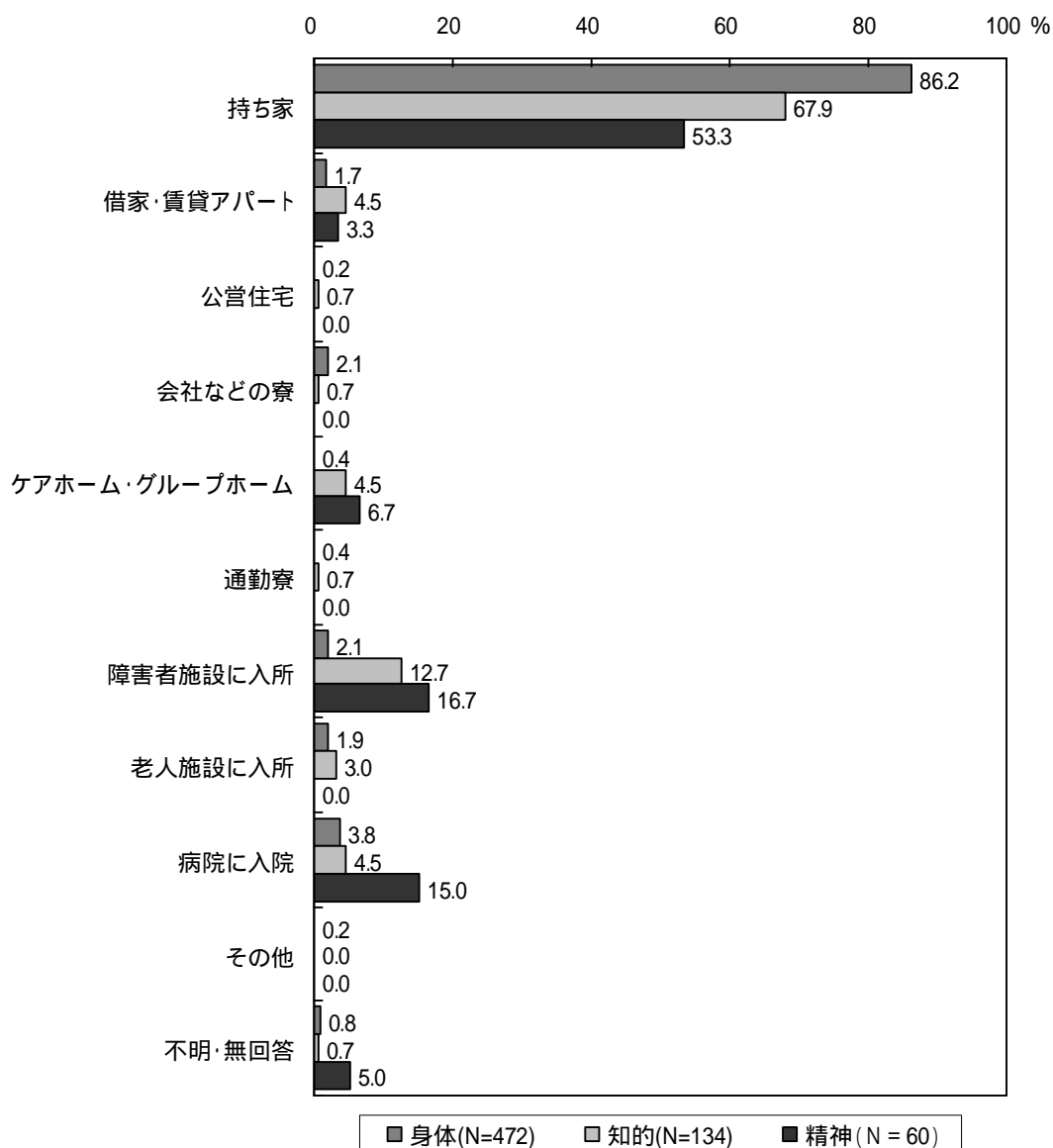
また、精神障害者では「施設などで仲間と暮らしている」が23.3%で二番目に高くなっています。



現在の住まい、生活の場

現在の住まい、生活の場については、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに「持ち家」が最も高く、それぞれ 86.2%、67.9%、53.3%となっています。

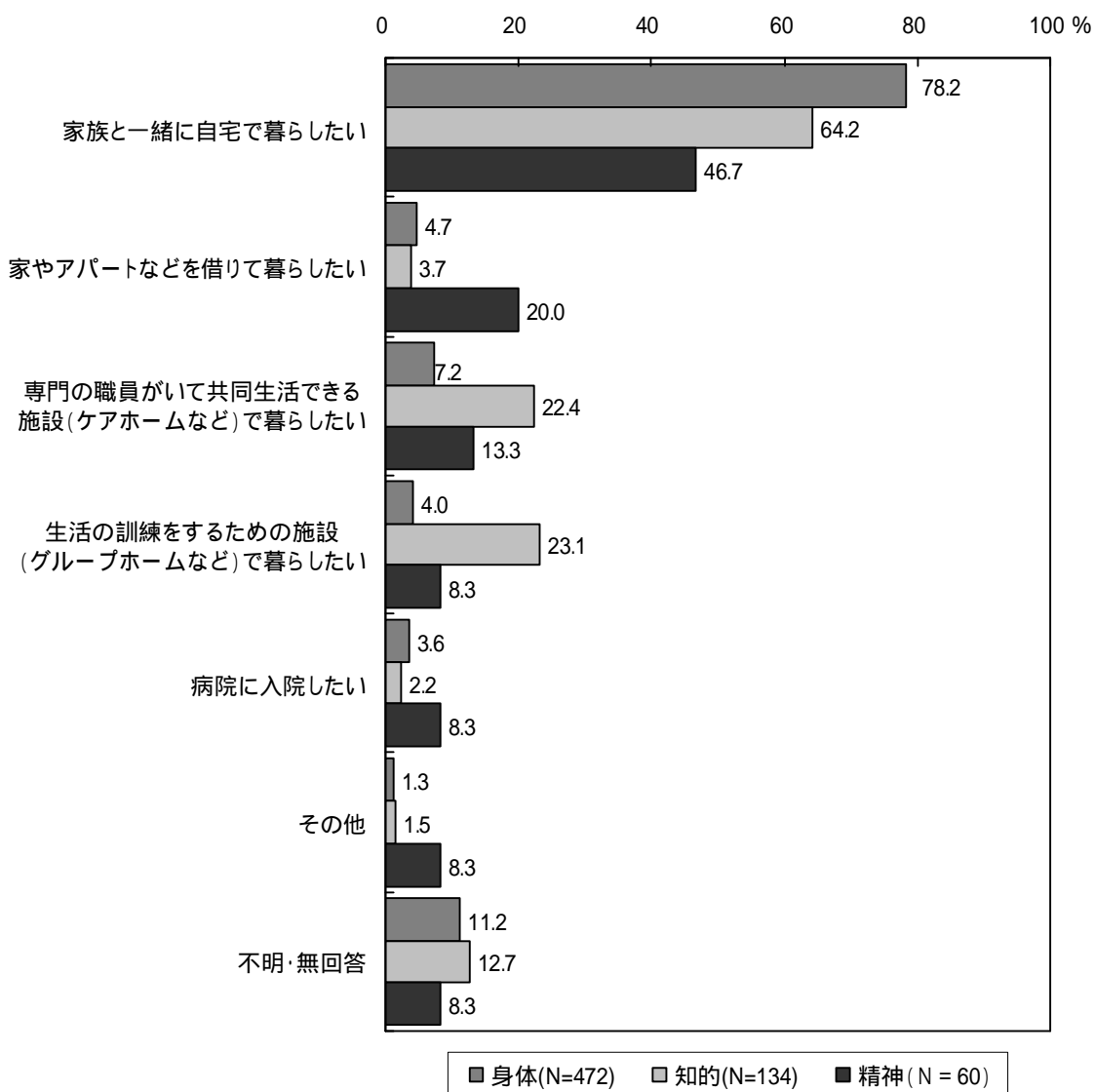
また、知的障害者と精神障害者では「障害者施設に入所」が二番目に高くなっており、それぞれ 12.7%、16.7%となっています。



今後、暮らしたいと思う生活の場

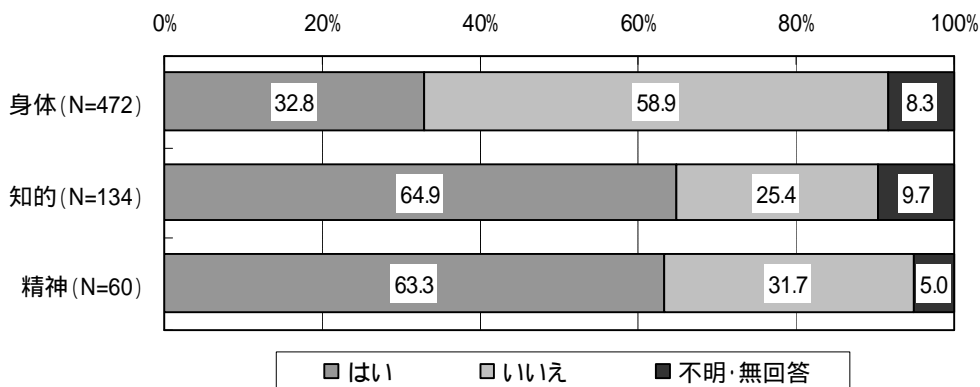
今後、暮らしたいと思う生活の場については、身体障害者、知的障害者、精神障害者とも「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が最も高くなっており、それぞれ 78.2%、64.2%、46.7% となっています。

また、知的障害者では、次いで「生活の訓練をするための施設」「専門の職員がいて共同生活できる施設」が高くなっています。



相談経験

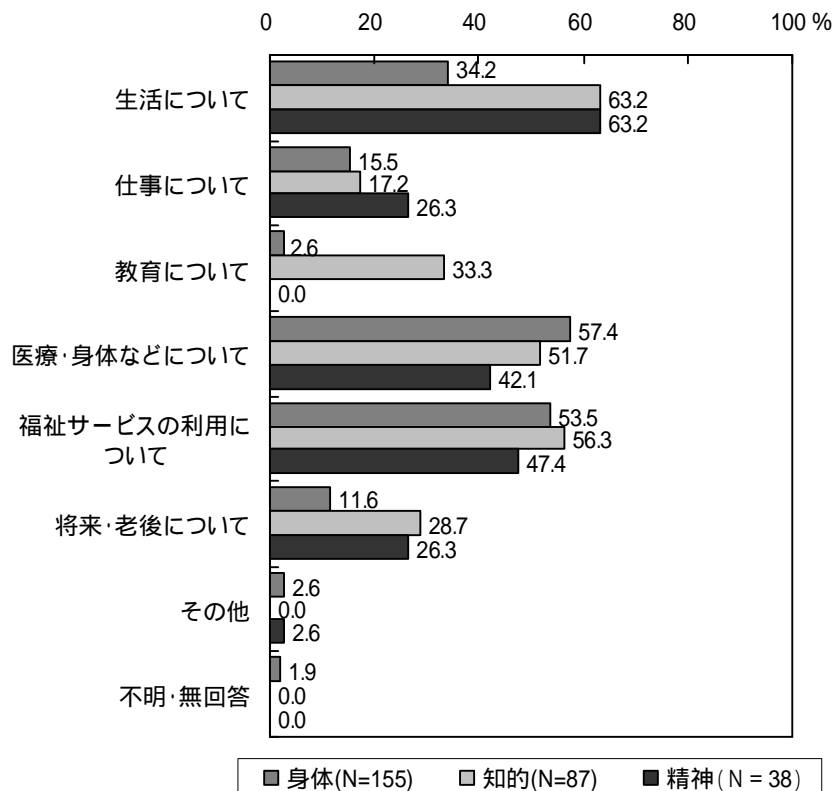
障害や生活などについて、相談したことがあるかどうかたずねたところ、「はい」と答えた方が、身体障害者では32.8%となっていますが、知的障害者では64.9%、精神障害者では63.3%といずれも過半数となっています。



相談内容

相談したことがある方が、どのような内容の相談をしたかについては、身体障害者では「医療・身体などについて」が57.4%、知的障害者と精神障害者では「生活について」が63.2%で最も高くなっています。

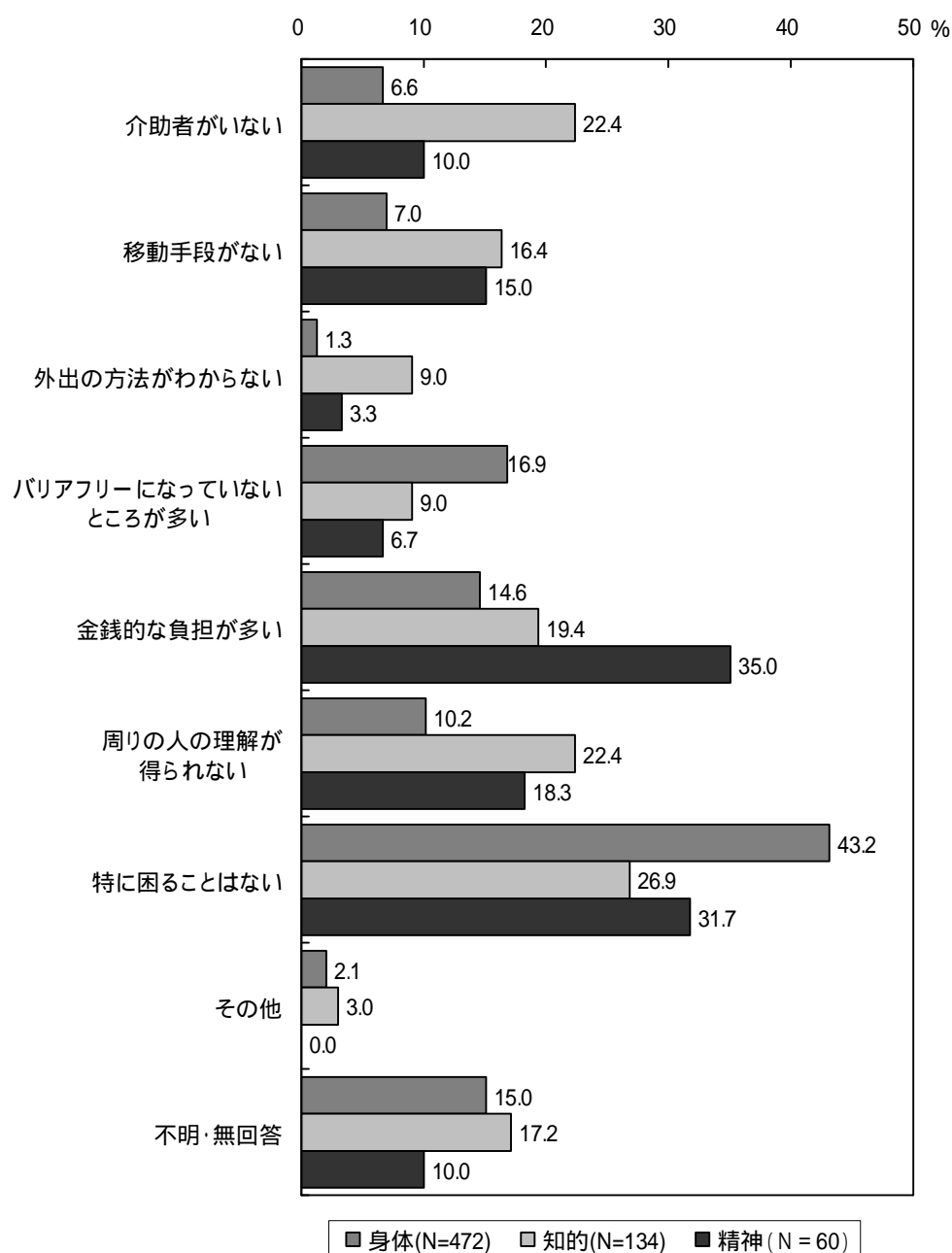
また、「医療・身体などについて」「福祉サービスの利用について」への回答は、三障害ともに高くなっています。



外出時に困ること

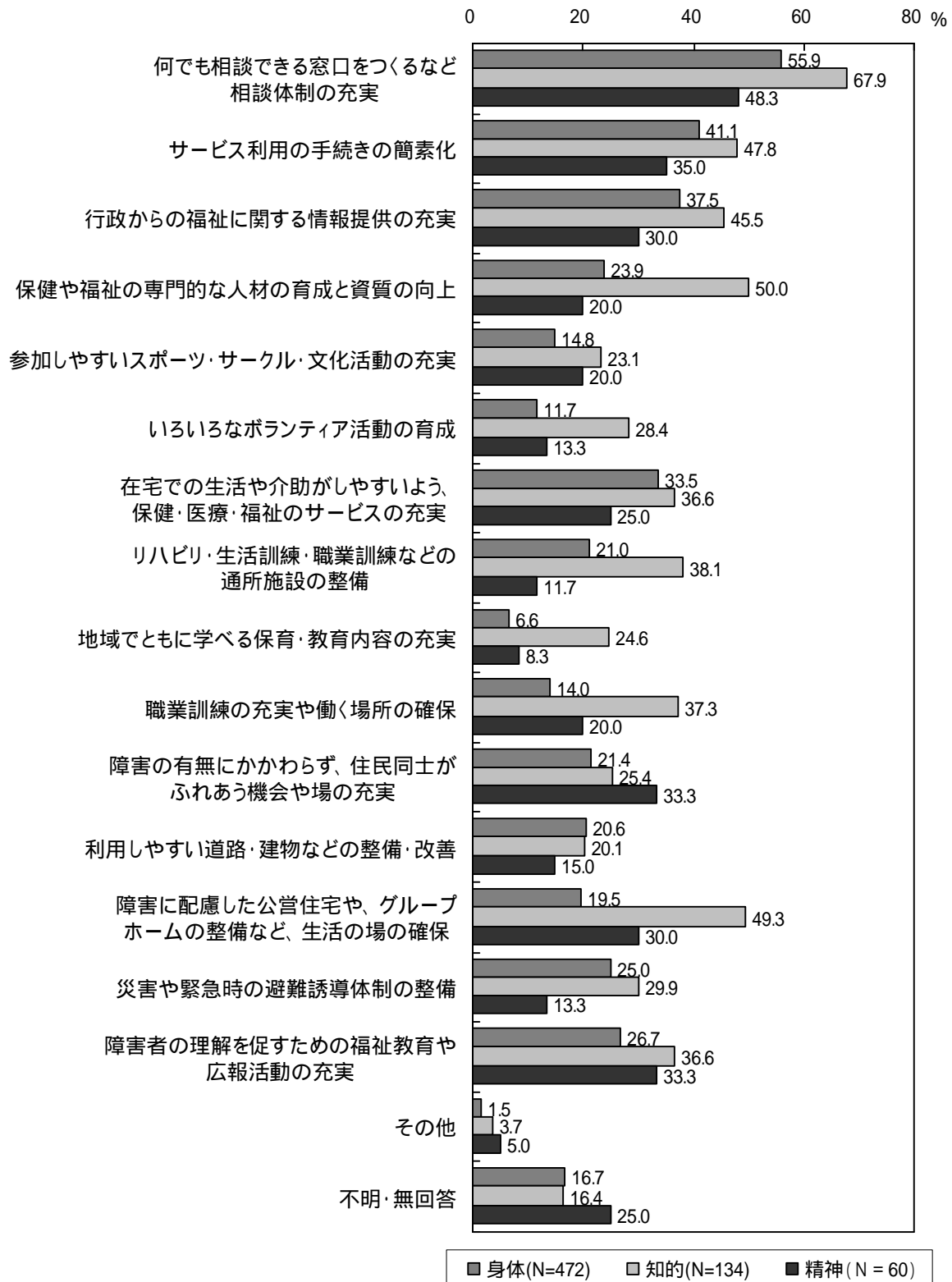
外出するうえで、困ることについて身体障害者と知的障害者では、「特に困ることはない」がそれぞれ 43.2%、26.9%で最も多く、精神障害者では「金銭的な負担が多い」が 35.0%で最も高くなっています。

また、身体障害者では「バリアフリーになっていないところが多い」が 16.9%と二番目に高くなっています。



住みよいまちをつくるために必要なこと

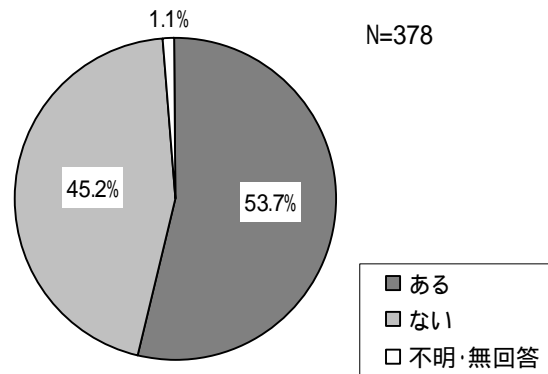
住みよいまちをつくるために必要なことについては、「相談体制の充実」「手続きの簡素化」「情報提供の充実」と回答された方が多くなっています。



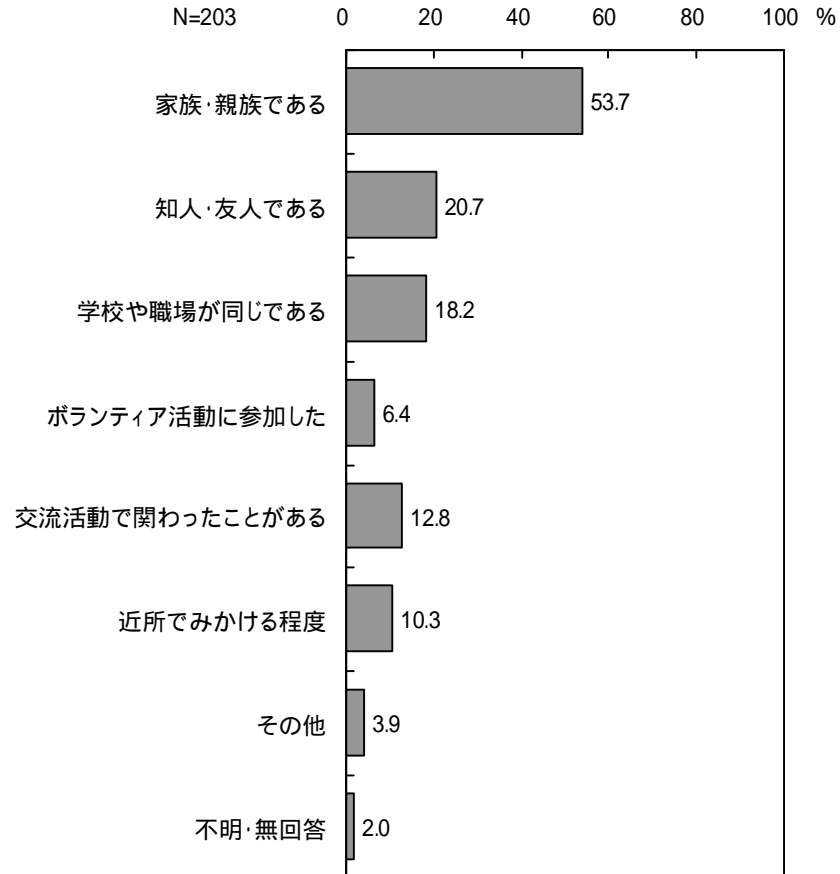
障害者手帳を持たない人

障害のある人との関わり

障害のある人との関わりがあるかどうかについては「ある」が53.7%で、「ない」が45.2%となっています。

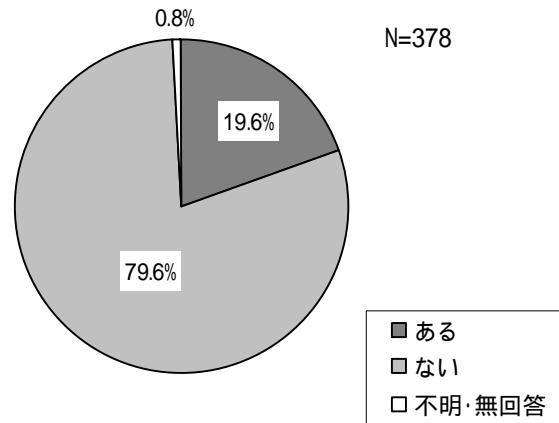


障害のある人と関わりのある人が、どのような関わりを持っているかについては「家族・親族である」が過半数となっており、次いで「知人・友人である」が20.7%となっています。



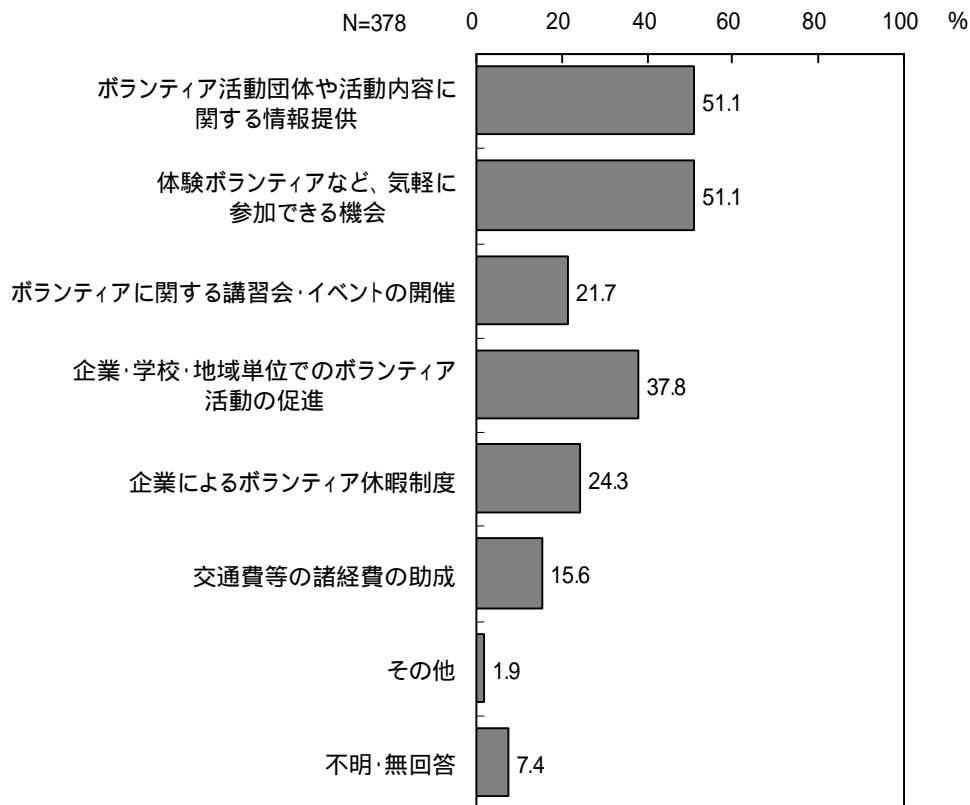
ボランティア活動や交流活動への参加

ボランティア活動や交流活動に、参加したことがあるかどうかたずねたところ「ない」が79.6%と8割近くになっています。



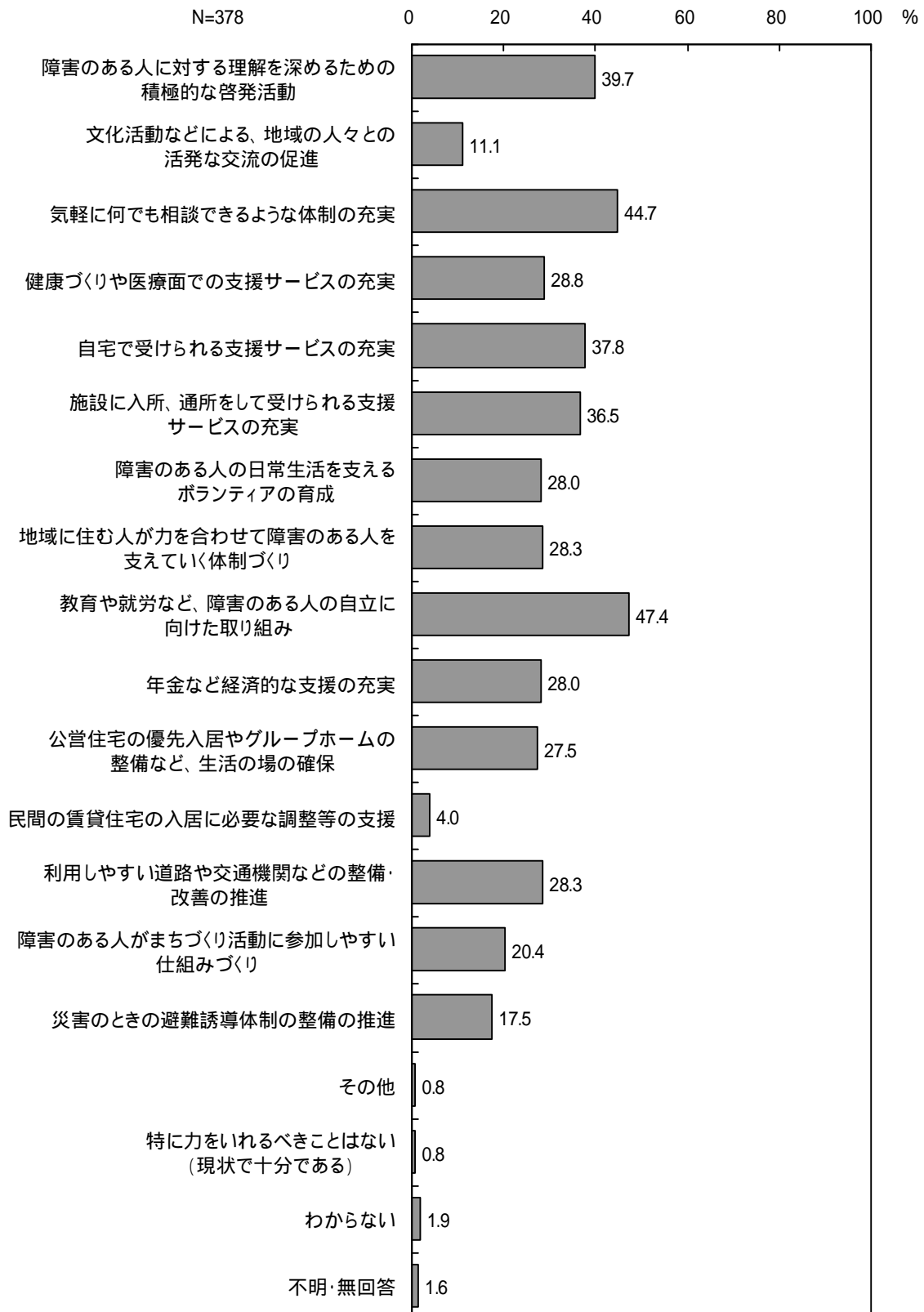
ボランティア活動参加のために必要なこと

ボランティア活動に参加するために必要なことについては「ボランティア活動や活動内容に関する情報提供」と「体験ボランティアなど、気軽に参加できる機会」が51.1%で最も高くなっています。



障害施策の上で力を入れるべきこと

今後の障害施策を進める上で、特に力を入れるべきことについては「教育や就労など、障害のある人の自立に向けた取り組み」が 47.4%で最も高く、次いで「気軽に何でも相談できるような体制の充実」が 44.7%となっています。



4 . サービス利用の状況

(1) 日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービスの利用状況をみると、「知的障害者更生施設（入所）」や「知的障害者授産施設（通所）」で、増加傾向となっています。

単位：人

区 分	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身体障害者更生施設	1	0	0
身体障害者療護施設	7	8	6
身体障害者授産施設	1	2	2
身体障害者通所授産施設	4	9	8
知的障害者更生施設（入所）	13	17	19
知的障害者授産施設（通所）	26	28	59
身体障害者デイサービス	0	1	0
知的障害者デイサービス	2	1	2
小規模作業所（3 障害）	31	31	0

(2) 居住系サービスの利用状況

居住系サービスの利用状況をみると、平成 15 年以降、全体的にほぼ横ばいに推移していますが「知的障害者更生施設（入所）」では、増加傾向となっています。

単位：人

区 分	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身体障害者更生施設	1	0	0
身体障害者療護施設	7	8	6
身体障害者授産施設	1	2	2
知的障害者更生施設（入所）	13	17	19
精神障害者生活訓練施設	4	4	5
知的障害者グループホーム	11	10	11

(3) 居宅介護サービスの利用状況

居宅介護（ホームヘルプ）サービスの利用状況をみると、平成15年度以降、ほぼ横ばいに推移していますが、知的障害者用サービスでは、やや増加傾向となっています。

単位：人・時間

区 分		平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月
身体障害者	身体 (人)	7	8	11
	(時間)	71.0	132.5	221.0
	家事 (人)	8	9	7
	(時間)	60.5	84.5	60.5
	移動 (人)	8	10	7
	(時間)	30.5	55.5	63.5
	移動介護 (人)	2	2	2
	(時間)	13.5	9.0	21.5
	日常 (人)	0	0	0
(時間)	0	0	0	
知的障害者	身体 (人)	2	2	4
	(時間)	17.0	19.5	22.0
	家事 (人)	1	4	2
	(時間)	5.0	16.5	6.0
	移動 (人)	6	14	14
	(時間)	34.0	89.0	103.5
	移動介護 (人)	4	5	6
(時間)	26.5	19.5	46.0	
精神障害者	身体 (人)	1	1	1
	(時間)	2.0	2.0	2.0
	家事 (人)	1	1	1
	(時間)	16.0	16.0	16.0
	移動 (人)	0	0	0
	(時間)	0	0	0
	移動介護 (人)	0	0	0
(時間)	0	0	0	
障害児	身体 (人)	2	8	1
	(時間)	2.0	132.5	49.5
	家事 (人)	0	9	0
	(時間)	0	84.5	0
	移動 (人)	5	10	4
	(時間)	36.5	55.5	44.5
	移動介護 (人)	4	2	9
(時間)	60.0	9.0	103.0	

(4) 行動援護サービスの利用状況

単位：人・日・時間

区 分		平成 17 年 10 月	平成 18 年 4 月	平成 18 年月	
行動援護サービス	知的障害者	人数		1	
		日数			
		時間		7.5	
	障害児	人数	0	6	
		日数			
		時間		108.5	
	精神障害者	人数			
		日数			
		時間			

(5) その他のサービスの利用状況

その他のサービスの利用状況をみると、「短期入所」の身体・知的障害者は増加傾向となっておりますが、精神障害者と障害児は減少傾向となっております。

単位：人・日

区 分		平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
短期入所	身体障害者	人数	0	1
		日数	0	6
	知的障害者	人数	7	4
		日数	7	11
	精神障害者	人数	0	2
		日数	0	8
障害児	人数	8	10	
	日数	9	9	
児童デイサービス		人数	0	1
		日数	0	3
重症心身障害児施設		人数	0	0
進行性筋萎縮症者療養給付		人数	0	0

第3章 計画の基本的方針

1. 計画の基本理念

みんなが支え合ういきいきとしたまち いなべ

本市では、いなべ市総合計画において「安心・元気・思いやりがまちの宝物『いきいき笑顔応援のまち いなべ』」を将来像として定め、市民一人ひとりが輝く、いきいきとしたまちづくりに取り組んでいます。

また、地域のなかで一人ひとりが、いきいきと生活するには、障害のある人や高齢者をはじめとするすべての人々が、相互に個性を尊重し、認め合うことが大切です。また、積極的な社会参加も重要であり、そのためには市民同士の交流、さりげない見守りや声かけなど、地域での支え合いを通して安心できる地域づくりが必要不可欠となります。

そこで、みんなの支え合いを通して、いなべ市総合計画の将来像である「いきいき笑顔応援のまち」が実現できることを願って「みんなが支え合ういきいきとしたまち いなべ」を本計画の基本理念とします。

2. 計画の基本的な視点

「みんなが支え合ういきいきとしたまち いなべ」を受けて、以下のような基本的視点を踏まえて施策の展開を図るものとします。

(1) 人権の尊重

障害者福祉の推進は、基本的人権を保障し自立と社会参加を進めていくものです。障害のある人の自立とは、障害の種別や程度あるいは環境などにより、それぞれ違いがありながらも、一人の人間としての誇りと尊厳を持ちながら、その人らしく生きていくことです。人権の尊重を視点に自立を支援するためには、多様な生活の選択肢を整え、自らの判断で選択し決定できるよう必要な条件を整えていかなければなりません。そのため、だれもが自立の可能性を追求できるよう支援するとともに、その権利を擁護します。

(2) 相談支援体制の充実

障害のある人への支援を進めるには、年齢、障害程度、障害種別ごとに異なる様々な生活場面での問題に対し、総合的かつ連続性のある相談支援体制の充実を図ることが必要です。そのためには、福祉、教育、就労等幅広い分野にわたって庁内及び関係機関等の連携を強めるとともに、近隣自治体との広域的な協力関係を一層重視します。

(3) 地域資源の活用

障害のある人が住み慣れた地域で生活を続けていくためには、自由な選択に基づき各種の社会資源が適切に利用できなければなりません。そのため、市民一人ひとりが持つ様々な発想、アイデアなどを出しあい地域単位での障害者支援を活性化するとともに、地域のケアマネジメントの機能強化を図ります。

(4) 社会参加への支援

障害のある人が、自由に意志を表示し、活動できるような環境を保障しなければなりません。そこで、障害のある人の、自立と社会参加の実現を図るための障害福祉サービスの提供体制を整備します。

第4章 平成23年度の目標値の設定

1. 施設入所利用者の地域生活への移行

平成23年度末までに、現在における入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することをめざすとともに、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定する。(国の基本指針)

現在の施設入所者数は27人となっていますが、平成23年度には25人に減少することを見込んでいます。

施設入所利用者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
現入所者数	27	平成17年10月1日の入所者数
目標年度入所者数	25	平成23年度末時点の利用人員見込み
【目標値】削減見込み	2 7.4%	平成23年度末段階での削減見込み数と減少割合

2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下「退院可能精神障害者」という)の解消をめざし、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。(国の基本指針)

平成23年度末までの退院可能な精神障害者数の減少目標値は、現状の32人に対し、平成23年度には退院による10人の減少をめざします。

入院中の精神障害者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
現在	32	現在の退院可能な精神障害者数
【目標値】減少数	10	上記のうち、平成23年度末までに減少をめざす数

3 . 福祉施設から一般就労への移行

現時点の一般就労への移行実績の4倍以上を目安として、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。(国の基本指針)

現在における年間の一般就労移行者数は1人であり、平成23年度には4人が一般就労に移行できることをめざし、施策を展開していきます。

福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者	1 人	平成17年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 一般就労へ移行する者の数	4 人	平成23年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】 *公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	2 件	平成23年度において公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労へ移行した件数
【目標値】 *障害者試行雇用事業の開始者数	1 人	平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者試行雇用事業の開始者数
【目標値】 *職場適応援助者による支援の対象者数	1 人	平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者支援の利用者数
【目標値】 *障害者就業・生活支援センターの設置か所数	9 箇所	平成23年度における障害者就業・生活支援センターの設置か所数

「*」の数値目標は都道府県において見込む数値です。

第5章 障害福祉サービスの見込み

1. 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）

入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護を行うほか、外出の際の移動中の介護などを総合的に行います。

行動援護

知的障害、精神障害により行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護を行うほか、外出の際の移動支援を行います。

重度障害者等包括支援

常時に介護が必要な人に対して、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

サービス種別	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
居宅介護	時間分	766	820	880	1,078
重度訪問介護		0	0	0	0
行動援護		140	150	160	190
重度障害者等包括支援		0	0	0	0

【訪問系サービスにおける見込み量の確保の方策】

3 障害が一元化されたことから、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図ります。

また、重度訪問介護や重度障害者等包括支援については新規事業であるため、サービス内容や対象者などについて十分な情報を提供するとともに、実施事業者の確保に努めます。

2 . 日中活動系サービス

生活介護

常時介護が必要な人に対して、障害者支援施設などの施設で、日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供を行います。

サービス種別	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
生活介護	人日分	198	572	924	1,100

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むため、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。

サービス種別	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
機能訓練	人日分	22	22	22	22
生活訓練		0	88	110	176

就労移行支援

就労を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練などを行います。

サービス種別	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
就労移行支援	人日分	0	154	352	462

就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人を対象に、就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。

- ・ 就労継続支援（A型） 雇用契約に基づく就労の機会を提供
- ・ 就労継続支援（B型） 福祉的就労に近い形態

サービス種別	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
A 型	人日分	0	0	0	22
B 型		0	176	418	506

療養介護

医療が必要な人であって、常時介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護など、主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行います。

サービス種別	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
療養介護	人分	3	3	3	3

児童デイサービス

障害のある児童に対して、日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの援助を行います。

サービス種別	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
児童デイサービス	人日分	16	25	30	35

短期入所（ショートステイ）

介護者が病気の場合など、短期間の入所が必要な人に対して、障害者支援施設などで入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

サービス種別	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
短期入所	人日分	70	78	86	110

【日中活動系サービスにおける見込み量の確保の方策】

地域での生活を進めていくうえでは、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、サービス提供事業者のサービス提供移行時期を明確にし、利用希望者に事業者情報の提供に努めます。

また、就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めます。

また、児童デイサービスや短期入所に関しては、今後も身近な地域でデイサービスや短期入所サービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

3 . 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

主として夜間に行われる共同生活を営む住居での相談や日常生活上の援助を行う「共同生活援助（グループホーム）」と入浴、排せつ、食事の介護などを行う「共同生活介護（ケアホーム）」の提供を行います。

サービス種別	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
共同生活援助（GH）	人分	1	1	2	10
共同生活介護（CH）		14	16	18	22

施設入所支援

施設の入所者を対象として、障害者支援施設において、主として夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

また、新体系への移行が完了する平成 23 年度までは、各施設においてこれまでどおり入所者に夜間のサービスを行います。（旧法施設入所支援）

サービス種別	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
施設入所支援	人分	28	28	26	26

【居住系サービスにおける見込み量の確保の方策】

共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）については、今後も整備が必要となるため、地域の理解を深めながら、整備の促進を図ります。

また、施設入所支援については、認定審査会を通じて決定する障害程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。

4 . 相談支援

サービス利用計画の作成

障害福祉サービスを利用する人で、サービス利用に関して支援が必要と認められる人に対し、障害福祉サービスの種類や内容などの事項を定めたサービス利用計画の作成などに要する費用（サービス利用計画作成費）を支給します。

サービス種別	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
サービスの利用計画の作成	人分	3	7	10	15

【相談支援における見込み量の確保の方策】

利用者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、各種相談事業との連携を図ります。また、相談支援事業の効果的な実施の観点から、市民に身近な地域での官民一体となった関係機関のネットワークを構築するため、障害者相談支援センターそういんの有効活用を図ります。

単位の見方

人分： 月間の利用人数

時間分： 月間の利用人数 × 一人一月当たりの平均利用時間

人日分： 月間の利用人数 × 一人一月当たりの平均利用日数

第6章 地域生活支援事業の見込み

「地域生活支援事業」は、障害者自立支援法第77条において市町村が実施主体であると位置づけられた事業です。障害のある人が、障害福祉サービス、その他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、様々な事業による支援を行います。

事業類型	実施事業
必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業 ・コミュニケーション支援事業 ・日常生活用具給付事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター機能強化事業

1. 必須事業

相談支援事業

障害のある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。

いなべ市における方向性

地域自立支援協議会については、桑名市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町とともに、広域的に設置し、公正・中立性を保ちつつ、地域の関係機関との連携を強化します。

単位：箇所／年

サービス種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
相談支援事業	60	200	215	250

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人などに対して、意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。

いなべ市における方向性

手話通訳・要約筆記とも、手話通訳者や要約筆記奉仕員の養成講座を開催し養成に努めます。

単位：回／年

サービス種別	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
コミュニケーション支援事業	人分	13	20	20	20

日常生活用具給付事業

重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）であって、当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

いなべ市における方向性

低所得者への負担軽減を図りつつ、原則一割の自己負担で、現物給付により事業を実施します。

単位：件／年

サービス種別	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
介護訓練支援用具	7	7	8	9
自立生活支援用具	1	1	2	2
在宅療養等支援用具	5	5	6	7
情報・意思疎通支援用具	4	4	4	5
排泄管理支援用具	30	32	34	40
住宅改修費	3	5	5	6

移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促します。

いなべ市における方向性

低所得者への負担軽減を図りつつ、原則一割の自己負担で事業を実施します。

サービス種別	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
移動支援事業	人分	90	100	110	140

地域活動支援センター事業

地域の実情に応じて、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障害のある人の社会との交流の促進するために地域活動支援センターを設置し、また、地域活動支援センターの機能の充実強化を行います。

いなべ市における方向性

平成 23 年度までに新体系へ移行します。

サービス種別	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
地域活動支援センター 強化事業	人分	58	66	74	98

【必須事業における見込み量の確保の方策】

相談支援事業については、事業者等と連携し、相談支援専門員の確保と資質の向上を図り、必要な相談支援体制の構築を進めます。また、地域自立支援協議会の運営にあたっては、中立公平な相談支援事業を確保するとともに、地域の関係機関との連携を強化し、社会資源の開発等を進めます。

コミュニケーション支援事業については、利用者の様々なニーズに応じられるよう、養成講座や研修等を定期的実施し、人材の確保と質の向上に努めます。

日常生活用具給付事業については、引き続き対象者の把握に努めるとともに、利用者の負担を軽減する観点からより低廉な価格で提供していくため、購入方法等の検討・見直し等を行い、適正な給付に努めます。

移動支援事業については、事業者等と連携し、ガイドヘルパーの育成と確保を図り、サービスの質の向上と必要量の確保に努めます。また、利用者本位のサービス提供を推進するため、多様な事業所の参入を働きかけます。

地域活動支援センター事業については、事業所等と連携し、人材の確保・養成に努め、提供体制の整備を進めます。また、情報提供等の支援を行い、サービス提供事業者の活動支援センターへの移行促進を図るとともに、適切な移行を支援します。

第7章 地域における生活支援の充実

1．障害や障害のある人に対する理解の促進

障害者自立支援法では、地域生活への移行と一般就労に比重がおかれていますが、これらを進めていくうえでは、地域や職場における障害や障害のある人への理解が課題となっています。

今後も地域や職場において障害や障害のある人への理解が深まるよう、関係機関や関係団体との連携を強化し、地域社会や企業などに働きかけます。

2．制度及びサービス内容の周知と普及

近年、障害者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない状況があります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度や新規サービスの内容の理解を深めていくことが必要です。

そのため、情報誌 Link や市ホームページなどを活用し、制度やサービスの内容を周知させるなど、新制度の普及と定着に努めます。

3．利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供

(1) ケアマネジメントの構築

利用者の意思に基づきサービスが提供されるためには、サービス利用計画作成におけるケアマネジメントの制度化を図る必要があります。

そこで、障害のある人や家族からの相談に応じて個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切な支給決定がなされるよう、ケアマネジメントの構築を図ります。

(2) 訪問系サービスの充実

障害のある人が地域で生活していくには、必要なサービスを身近な地域で受けられることが大切です。特に、精神障害においては今後も手帳所持者数の大幅な増加が予測されることや、退院促進を図るといったことから、居宅生活を支援していくために居宅サービスなどの基盤整備を進めることは重要です。

そのため、今後も様々な障害のある人のニーズに対応し、地域での生活を支えていくために居宅介護や重度訪問介護、行動援護などの訪問系サービスを充実し、適切なサービス提供に努めます。

(3) 日中活動系サービスの充実

障害者自立支援法の施行に伴い、障害の状況や年齢などに応じて地域での生活を支援していけるよう、生活介護をはじめ、自立訓練、療養介護、児童デイサービス、短期入所サービス、さらには地域活動支援センターなどの日中活動の場を確保し、それぞれの状況に応じて自らが選択できるよう、サービスの充実を図ります。

(4) サービスの質的向上

今後、サービス量の拡充だけでなく、質の向上も求められることが考えられ、施設や事業者がネットワークを構築し、情報の共有などを行っていきます。また、研修などの様々な機会を通じて、障害特性への理解を深めるなど、資質の向上を図ります。

4 . 相談体制の充実

(1) 重層的な相談支援体制の構築

アンケート調査結果では、「住みよいまちをつくるために必要なこと」として、身体・知的・精神の各障害のある人ともに「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」との回答が最も多く、相談体制の充実が求められています。

また、相談体制としては、緊急な状況への対応や地域での連携のもと、ライフステージごとに途切れない連続した相談など、多種多様な相談機能が求められています。

今後、地域の様々な相談機能を活かしつつ、連携しながら対応できるよう、総合的な相談窓口を設置し、重層的な相談体制を構築します。

(2) 相談支援に携わる人材の育成と確保

障害者自立支援法の施行により、生活全般に関する相談をはじめ、サービス利用計画の作成を行う相談支援専門員、社会福祉士、職員の地域における役割は重要となっています。また、相談支援に携わる者は障害特性や障害のある人の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、実務経験と研修等の受講が必要となっています。そのため、市との連携のもと、研修機会の充実を図り、相談支援に携わる人材の育成と確保に努めます。

(3) 地域自立支援協議会を中核に据えた相談支援事業の充実

相談支援を適切に実施していくため、地域自立支援協議会において、相談支援事業の運営評価、困難事例の対応方法の検討を行うなど、相談支援事業を充実していきます。

(4) 障害のある人等に対する虐待の防止

地域自立支援協議会等の場の活用により、障害者団体をはじめ、そのほか関係団体・関係機関からなるネットワークを通じて、障害のある人などに対する虐待の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に向けたシステムの構築に努めます。

5 . 情報提供体制の充実

障害のある人が必要な時に必要な情報を入手できるように、それぞれの障害の種別や程度に合わせた、様々な方法を通じた情報提供が必要です。

特に視覚障害や聴覚障害のある人等の、コミュニケーションに支援の必要な人に対しては、点字や録音媒体だけでなく、インターネットなどを活用し、情報提供体制の充実を図ります。

6 . 地域生活移行を進めるための支援体制の構築

(1) 生活の場の確保

障害のある人が施設や病院から地域生活へ移行するためには、様々な課題がありますが、まず受け皿となる生活の場を確保することが重要です。

グループホームやケアホームの確保

地域生活へ移行した場合の生活の場としては、グループホームやケアホームなどが考えられます。今後、グループホームやケアホームなどの必要な量を確保するため、行政、施設、事業所及び関係機関・関係団体等が連携して取り組むとともに、地域社会における理解の促進に努めます。

(2) 社会参加の促進

障害のある人が地域で生活を送るためには、レクリエーション活動や交流の場、講演会などを通じて、スポーツや文化活動などに親しみ、障害のある人の心豊かな生活を確保できるよう、社会参加を促進することが重要です。

移動支援及びコミュニケーション支援の充実

障害のある人が積極的に外出できるよう、移動支援事業やコミュニケーション支援事業を通じて、移動支援やコミュニケーション支援を必要とする障害のある人に対して、ガイドヘルパーや手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣します。

レクリエーションや行事などを通じた社会参加の促進

障害のある人の社会参加を促進していくため、障害のある人の各種スポーツ大会の開催を支援していきます。また、地域での運動会や各種行事、文化・スポーツイベントにおいては、地域との交流機会の拡大にも努めます。

(3) 地域支援体制の整備

障害のある人が地域で自立した生活をしていくためには、きめ細やかに相談などに対応できる体制の整備が必要です。

障害者団体やボランティア、NPOなどの関係者が、それぞれの立場や役割に応じた自主的・積極的な活動の促進と連携を図り、地域支援体制の整備に努めます。

(4) NPO及びボランティアの養成

障害福祉サービスの充実を図る一方、地域の支援体制の整備を図るためには、NPOやボランティアなどの障害のある人を支える担い手を養成していく必要があります。そのため、NPOやボランティアの活動に関する情報を提供するとともに、研修会や講座などを通じて地域活動への参加の動機づけを行うなど、関心のある市民の参加を促進します。

また、障害のある人が自らの体験などを通じて相談相手となるピアカウンセラーの養成にも努めます。

ピアカウンセラー：障害のある当事者として自らの体験に基づき、同じ立場にある他の障害のある人などの相談に応じ、問題の解決を図る人のこと。

7 . 就労に向けた支援の充実

(1) 障害者雇用を促進するための体制の整備

障害者雇用の促進のためには、事業主の理解による職場開拓や就労しやすい環境づくりが求められています。今後、障害のある人の雇用促進を図るためにハローワーク、養護学校、企業、施設などのネットワークを構築し、福祉施策とトライアル雇用やジョブコーチ等の雇用施策の効果的な連携を図り、情報を共有しながら、障害者雇用を促進する体制の整備を進めていきます。

また、ゴールド人材センターみえにおいて、県と連携し、一般就労が困難な障害のある人を対象に、雇用によらない臨時的かつ短期的な就業の確保を図ります。

(2) 障害者雇用促進に向けた啓発活動

障害者雇用を促進するためには、体制を整備するだけでなく、民間企業や事業主に対して働きやすい環境づくりに向けた啓発を行っていくことが必要です。

そのため、今後もハローワークなどと連携しながら、民間企業や事業主に対して助成制度などの、障害のある人の雇用に関する情報を提供し、職域の拡大や障害のある人が働きやすい環境づくりに努めます。

(3) 障害者雇用促進に向けた支援プログラムの提供

施設においては、就労しようという意欲や能力のある人を後押し、就労へと結びつけていくことが、今後必要となってきます。そのため、一人ひとりのニーズや個々の障害特性に留意しながら一般就労を推進していけるよう、積極的に支援していくことに努めていきます。また、就労意欲を後押ししていけるよう、就労のきっかけづくりとしてトライアル雇用の実施に努めます。

(4) 福祉的就労に関するサービスの充実

一般就労は困難であるが、就労を希望する障害のある人がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、福祉的就労への支援にも努めていく必要があります。

そのため、就労継続支援事業などを通じて、働く場とする福祉的就労への支援を行い、充実を図ります。

トライアル雇用：障害者雇用機会創出事業。障害のある人に関する知識や雇用経験がないことから、障害のある人の雇用をためらっている事業所で、障害のある人を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れ、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。

ジョブコーチ：就労を希望する障害のある人に対して、一緒に職場に行き、共に作業をしたり休憩時間を過ごし、障害のある人が働きやすいように援助を行うことを業務とする者のこと。障害のある人への支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても助言や職務・職場環境の改善を提案し、障害のある人の職場定着を図ることを目的とする。

第 8 章 計画の推進体制

1 . 総合的な取り組みの推進

計画を着実に進めていくためには、本市の関係課をはじめ、関係機関などを通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら、総合的な取り組みに努めます。

2 . 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障害のある人の地域移行や就労支援などを進めるためには、行政だけでなく、市民、各種関係機関・団体や民間企業等の協力が必要であるため、地域で連携しながら、計画の推進を図ります。

3 . 国・県との連携

計画を推進するにあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国・県と連携しながら、制度の改正などの変化をふまえて施策を展開していきます。

また、障害福祉サービスにかかわる人材の養成などについては県と連携しながら、推進します。

一方、制度を推進していく中で問題点が生じた場合は、県を通じて、国へ改善を要望していきます。

4 . 計画の評価

本計画は、3年を1期とする第1期計画であり、計画期間は平成20年度までとします。また、第2期計画は、市民代表をはじめ、学識経験者や保健・医療・福祉関係者及び当事者などに参画していただき、計画の達成状況を評価し、第1期計画の実績を踏まえて策定します。